

CCSBT-SFMWG/1004/06
(ニュージーランド)

ニュージーランドの行動計画

序文

ニュージーランドの行動計画は、メンバーに対して保存管理措置の遵守を確保するための行動計画を策定するよう要請する第16回委員会年次会合で採択されたみなみまぐる保存委員会（CCSBT）の決議に従って策定されたものである。

この行動計画は、ニュージーランドがCCSBTで採択された保存管理措置及びERSに関する勧告をどのように遵守しているかを、漁業者より報告されるSBT及び生態学的関連種の漁獲データの組織的な検証も含め記述する。

オーストラリアのみなみまぐろ保存員会に関する遵守行動計画

要旨

2009年10月の第16回CCSBT会合において採択された「保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議」の要件に従い、オーストラリアの遵守行動計画（2010年4月）をみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）に提出する。

この遵守の行動計画は、みなみまぐろ（SBT）の全世界の割当に関するオーストラリアの配分並びにSBT及び生態学的関連種（ERS）の漁獲データの組織的な検証を実施する体制について具体的な詳細を提供するものである。さらに、CCSBTによって採択され、現在も有効なすべての決議及び勧告を取り上げ、それらが国内の法令及び管理のための規則によってどのように担保されているかについて記載する。

オーストラリアは、2010年4月現在において有効な拘束力のある及び拘束力のないすべてのCCSBTの決議及び勧告を完全に遵守している。

台湾のみなみまぐろの保存管理措置の実施に関する行動計画

(全文訳)

行動計画

1. 配分

- (1) 台湾は、CCSBT16で採択された「みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議」に従い、2010年の漁獲レベルを2009年のレベルから10%削減することを決定している。したがって、我々のみなみまぐろの国別配分は、2010年は1,026トン、2011年は692トンである。

計算式

2010年の配分 1140 (2009年の台湾の配分) * (1-10%) = 1026

2011年の配分 $859 * 2$ (年) - 1026 (2010年の配分) = 692

(2) 個別船舶に関する台湾のみなみまぐろの配分

- i. 季節的にみなみまぐろを対象とする船舶：当初の割当は、一隻当たり14.95トン(GGでは13トン)とし、操業許可は61隻以下とする。
- ii. みなみまぐろを混獲する船舶：船舶は漁期前に混獲に関する登録をしなければならず、一隻当たりの混獲量は最大1.15トン (GGでは1トン) を限度とする。
- iii. 漁獲量の上限は、台湾の国別配分量に設定している。SBTの漁獲量の積み上げが台湾の国別配分量に達した場合には、すべてのSBT漁業の操業が停止される。

2. 漁獲検証制度

(1) みなみまぐろの転載の寄港国検査

台湾は、台湾籍船によるSBTの転載のため2010年3月以降2つの外国港を指定している（ポートルイス及びケープタウン）。ポートルイス及びケープタウンに駐在する台湾の政府職員は、すべてのSBT漁獲物の検査業務を担

っている。当該職員による検査を受けていない漁獲物については、漁獲証明書が確認されることはない。

(2) 漁獲努力量の10%をカバーする乗船科学オブザーバーを通じた漁獲データの検証

CCSBTの決議を遵守するため、台湾は、科学オブザーバーのカバレッジが漁獲努力量の10%に達するよう最善を尽くす。

(3) メンバー及び協力的非加盟国の当局による漁獲物の実際の検査

i. 外国の港：パラグラフ2(1)と同じ手続き。

ii. 国内消費

2009年9月以降、台湾漁業署は、台湾の港において運搬船又は漁船から荷下ろしされるすべてのSBTを検査する政府職員を指名している。これらの船舶は、帰港について事前（実際の到着日の1週間前）に報告しなければならない。検証された漁獲物についてのみ、台湾漁業署の職員は漁獲証明書を確認する。

CCSBT 保存管理措置の遵守の確保のための行動計画

序文

南アフリカには、南大西洋及びインド洋において、主にきはだ、めばち及びめかじきを対象とする発展途上のはえ縄漁業がある。しかしながら、みなみまぐろに関する南アフリカの EEZ で漁獲されるため、最近はその漁業により水揚げされる量が増加している。さらに、南アフリカは、最も重要なはえ縄漁場に近接しているため、みなみまぐろの重要な寄港国でもある。この報告書は、みなみまぐろに関して実施されてきた旗国措置及び寄港国措置を要約するために草稿された。また、この報告書は、第 16 回 CCSBT 年次会合で採用された「保存管理措置の遵守のための行動計画に関する決議」に従って 2010 年に導入されるべき追加的な措置を示唆することにも資する。南アフリカでは、みなみまぐろは輸入されないため、市場に関する行動計画は特定されなかった。

CCSBT-CDS の実施に関する決議の遵守のための行動計画

(全文訳)

A. 関連文書

1. 第4回遵守委員会会合報告書、大韓民国、済州島、2009年10月18-19日
2. CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議(2009年10月19日改正)

B. インドネシアの SBT の年間割当

1. 2010年におけるインドネシアの SBT の割当は、651 トン
2. 2011年におけるインドネシアの SBT の割当は、651 トン

C. 割当の分配

1. 2010年におけるまぐろはえ縄協会バリ (ATLI-BALI) 向けは、325,5 トン
2. 2010年におけるインドネシアまぐろ協会 (ASTUIN) 向けは、325.5 トン

D. 標識の配布

CCSBT 事務局から入手した 2010 年向けの標識の数は 10,000 本で、ATLI-BALI 及び ASTUIN にそれぞれ 5,000 本配布した。

E. 計画の改善

1. 寄港国による検査

SBT を転載しようとする船舶に対して寄港国による検査が実施される。当該船舶に対する措置として、関連文書の検査や CCSBT 許可船舶の登録との照合などが実施される。寄港国による検査は、当該船舶が港での転載が実施可能かどうかについて勧告する。転載が実施可能な港は、バリのベノア及びジャカルタのニザム・ザーマン漁港である。

2. オブザーバー

漁獲物の検証は、科学オブザーバーにより港及び船上の両方において実施される。この活動は、漁獲漁業研究センター (CCFR) による手作業で行われる。

3. 実際の検査

漁獲物の実際の検査は、漁獲物の荷下ろしの際の詳細な監視によって行われる。港の政府職員は、めばち、きはだ及びみなみまぐろの3種を記録する。この検査は、定期的かつ無作為に行われる。

F. 監査

以下の事項に対して、定期的かつ無作為に監査が行われる。

1. 船舶の検査

船舶に検査には、漁業許可及びCCSBT許可船舶の登録との照合を含むその他の義務に対する評価が含まれる。この検査により船舶のCMMの遵守が確保される。

2. 水揚げ検査

水揚げ検査では、漁獲及び水揚げするSBTの尾数の記録に焦点を当てる。この検査では、できる限りCDS文書に含まれる情報を確認する必要がある。これに加え、魚体に適切に装着されている標識及び漁業期間中に偶々外れてしまった標識の数を計測する。

3. 市場検査

市場の検査は、SBTを客に給仕するレストランのような地方のバイヤーに焦点をあてる。この検査は、SBTの供給元となる漁業者又は会社のリストを含む当該レストランから得たSBTデータを検証することを意図している。

G. 報告

1. 四半期報告

四半期報告に含まれる情報は次のとおり。(i) 4か月以内の全漁獲量、(ii) 輸出量及び地元で販売された量、(iii) 標識様式の発行部数、(iv) 確認した漁獲モニタリング様式の部数、(v) 確認した国産品水揚げ後の輸出様式の部数、(vi) 標識の残存数、(vii) SBT漁獲船舶のリスト、(iv) 港で転載した船舶のリスト及びSBTの量 (該当する場合)

2. 年間報告

年間報告に含まれる情報は次のとおり。(i) 1年以内の全漁獲量、(ii) 輸出量及び地元で販売された量、(iii) 標識様式の発行部数、(iv) 確認した漁獲モニタリング様式の部数、(v) 確認した国産品水揚げ後の輸出様式の部数、(vi) 標識の残存数、(vii) SBT漁獲船舶のリスト、(iv) 港で転載した船舶のリスト及びSBTの量 (該当する場合)

保存管理措置の遵守の確保のための行動計画

(全文訳)

1. SBT漁獲制限管理計画

CCSBT16 の報告書に従い、2010 年及び 2011 年漁期それぞれの世界の TAC の平均は、9,449 トンであり、韓国の 2010 年及び 2011 年漁期の平均漁獲配分は 859 トンである。韓国は、漁獲制限を 2010 年については 806.437 トン、2011 年については 911.563 トンに設定し、2009 年漁期の漁獲制限からそれぞれ 29.26% 及び 20.04% 削減した。

漁期	2009	2010	2011
漁獲制限	1,140 トン	806.437 トン	911.563 トン
漁船隻数	16 隻	10 隻	11 隻

漁獲配分の管理のため、毎月漁船から農林水産食品部 (MIFAFF) の当局あてに漁獲報告書が提出されることとなっている。韓国の総漁獲制限の 90% に達した時点で、漁獲データは 10 日ごとに提出されることとなっている。漁獲制限の 98% に達した時点で、SBT を漁獲するすべての船舶は、漁獲量を毎日 MFAFF に報告しなければならない。MIFAFF は、漁業の状況を考慮して適当な時期に SBT 漁業の閉鎖を通告する。

2. 保存管理措置の遵守の確保のための検証スキーム

A. 漁獲データの報告に関する規則

遠洋漁業法第 16 条に従い、漁船の船主又は漁業会社は、農林水産食品部に SBT 及び ERS (生態学的関連種) の漁獲データを毎月提出するものとする。

漁獲データは、漁業会社から MIFAFF に提出された各船舶の月ごとの SBT 及び ERS に関する漁獲報告と、漁船から国立漁業調査開発研究所 (NFRDI) に報告された漁獲データ (SBT の漁獲量、他の種の漁獲等) との照合によって検証することができる。

MIFAFF は、農林水産食品部令第 40 号「沿岸及び沖合並びに遠洋において操業する漁業の活動報告に関する規則」を策定したところである。この規則に従い、まぐろはえ縄船は、漁獲及びサイズデータを含め自身の漁業活動を報告しなければならない。

これに加え、NFRDI は、海亀、海鳥、サメ等の ERS データを収集するため、SBT を漁獲しようとして計画しているすべての漁船に個別の報告様式を配布することとしている。また、NFRDI は、SBT の漁業活動中に捕獲される種の同定に役立つガイドラインの冊子を船舶に配布している。

B. 寄港国における検査

a) 韓国籍船舶が漁獲した SBT の水揚げ又は転載が行われる外国港の指定

MIFAFF は、2010 年 4 月現在、下記の 5 つの外国港を SBT の水揚げ又は転載港として指定した。

- 日本：清水
- 南アフリカ：ケープタウン及びダーバン
- モーリシャス：ポート・ルイス
- インドネシア：バリ

指定港以外での SBT の転載は原則禁止される。

しかしながら、悪天候、乗組員若しくは船舶に関する事故又は航行計画の変更など不可避な状況においては、関連する当局によって事前に許可された場合には指定港以外での転載又は水揚げも認められる。この場合、MIFAFF は、この転載港の変更について CCSBT 事務局及び関連する国の管轄当局に通知する。

b) 情報共有のための寄港国との情報交換

韓国政府は、検査方法及び検査結果に関して必要な情報の共有及び交換を効果的な方法で行うため、指定港の関連する当局と相談することとしている。

C. 旗国検査

a) 国内港での水揚げに関する検査計画

SBT を積載した漁船又は運搬船が国内港に入港し、遠洋漁業法に基づいて水揚げ報告書を提出した際には、韓国の関係当局である国立水産物品質検査所が、水揚げ港において実際の水揚げ漁獲量及び報告漁獲量を確認する。

b) 指定外国港での水揚げに関する検査計画

水揚げ行為を確認するため、韓国の政府職員は、指定した外国港での水揚げ及び転載の過程を監視する。必要な場合には、韓国の関係当局は、韓国船舶の水揚げ又は転載行為を検査するため、権限ある政府職員又は政府職員を指定水揚げ港に派遣する。

D. 科学オブザーバーの10%カバレッジを達成するための計画

2009年に韓国は、CCSBTの管轄水域において2人の科学オブザーバーを配置し、10%のオブザーバー・カバレッジを記録した（第14回科学委員会報告書別紙4参照）。

2010年、韓国は以下のとおり2人の科学オブザーバーを配置する予定である。

-期間：2010年3月～11月

-計画：2人のオブザーバーを2隻の漁船に配置し（1人のオブザーバーが1隻の船舶を担当）、120日間漁業活動を監視及び科学データを収集する。

-監視活動：対象魚種及び混獲種の漁獲及び努力量データ、対象魚種を漁獲した深度、体長・サイズデータ、保護種及び海洋環境の監視

-科学オブザーバーは、水揚げ終了後30日以内に、オブザーバー報告書をNFRDIに、当該オブザーバー報告書の概要をMIFAFFに提出するものとする。

-科学オブザーバーによる漁獲データの検証は、港での検査報告書とオブザーバー報告書との照合によって実施される。そして、2つの報告書の不一致が確認される。その発見に基づき、権限のある機関（例えば、NFRDI）は、データの精度を改善するための仕組みを開発するだろう。

3. その他

CDSは、漁獲制限及びSBTの漁獲量の遵守を確認するのに役立つ。さらに、洋上転載は、各RFMOの転載監視計画によって確認することができる。

4. 蓄養： 近い将来、韓国でSBTの蓄養を行う計画はない。

欧州連合の CCSBT 保存管理措置の遵守行動計画

序文

欧州連合の船舶は、**SBT** 漁業を主として行っていないが、めかじき及びさめ漁業において、若干の避けることのできない混獲が生じている。EU の船舶は、これらの混獲を出来る限り最小化しようとしているところである。2008 年において、ポルトガル船は、多大なる困難の末、**SBT** の混獲をゼロに抑えることに成功している。同様に、2008 年のスペイン船による混獲は、14.3 トンに達し、これは総漁獲量のわずか 0.05% に相当する（2009 年のデータは現在とりまとめ中である）。